

保護者の皆様へ

朝霞市教育委員会

学校給食費の改定と保護者負担軽減について

昨今の物価高騰により給食で使用する食材も価格が上昇しており、肉や魚などの食材のほか、油や調味料など、給食に欠かすことのできない物資も高騰しております。これまで、使用する食材など献立の工夫により対応しておりましたが、急激な物価高騰により現在の給食費では本市の給食の質と量を維持し、提供することが困難な状況です。今年度については、不足する給食の食材費を市の補正予算により補填いたしました。

今後も、物価高騰の状況は継続することが見込まれることから、この度、学校給食費の見直しを検討し、大変心苦しいところでございますが、次のとおり改定することとなりました。

なお、物価高騰と社会情勢を鑑み、保護者の経済的負担軽減の観点から改定による増額分を令和5年度は市が負担し、保護者から徴収する給食費は変更ありません。

更に、多子世帯・少子化対策への支援として小中学校に通う3人目以降の給食費を無償にすることといたしましたので、お知らせいたします。（3人目以降の給食費無償については、別添を参照してください。）

保護者の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

※この内容は、市議会で令和5年度当初予算の可決後に正式決定となります。

どのように改定されるの？

改定時期：令和5年4月から

学校給食費（保護者負担額）

※月額で、小学校・中学校ともに500円の改定となります。

現行の月額	小学校	4,200円	➔	改定後の月額	小学校	4,700円
	中学校	4,800円			中学校	5,300円

一食当たりの単価

※一食当たり、小学校31円、中学校30円の改定となります。

現行	小学校	249円	➔	改定後	小学校	280円
	中学校	285円			中学校	315円

保護者の負担軽減策は？

①学校給食費を改定しますが、令和5年度の1年間、児童生徒の改定分（月額500円）を市が負担しますので、徴収額は現行の月額のままとし、変更はございません。

②令和5年度から小中学校に在籍する児童生徒のうち3人目以降のお子さまの給食費を無償にします。（対象者には5月頃に個別にハガキで通知いたします。）

※対象要件等は別添のちらしを参照してください。

裏面へ→

なぜ 改定するの？

平成28年4月に現行の金額に改定して以降、献立の工夫などにより、その金額を据え置いて運営してきました。しかしながら、近年の諸物価の大幅な高騰により食材価格が上昇しており、現在の給食費では、献立の多様性や質、量、栄養価を維持していくことが、これ以上は困難な状況となっています。

教育委員会としましては、このままの学校給食費を継続することは、国産品を基本とする食材の調達や地産地消の推進など安心・安全で栄養バランスのとれた魅力ある学校給食の提供に支障をきたすこと。さらに、昨今その重要性が増している「食育」の一層の充実を図るために学校給食費の改定が必要と判断しました。

改定に至った経緯

教育委員会から「朝霞市における学校給食費の見直しについて」の諮問を受けた児童生徒の保護者、校長、市議会議員等で組織する「朝霞市学校給食運営審議会」において、適正な給食費について、近年の諸物価の高騰が給食食材の購入に影響が出ている旨を説明し審議が行われた結果、令和5年4月からの改定が妥当であるとされました。

また、改定額の算定にあたっては、副食費（おかず）について、現状の給食の質や量を維持していくためには、1食あたり小学校は31円、中学校は30円の増額が必要と結論し、教育委員会に答申がなされました。教育委員会としましては、この答申内容を十分に尊重し、学校給食費の改定について最終判断をいたしました。

一方、物価高騰により、保護者の経済的負担も増していることから保護者の負担軽減策について、教育委員会並びに朝霞市学校給食運営審議会から市に対し要望いたしました。

給食費の仕組み

学校給食法において、給食の実施に必要な経費のうち、施設や設備に要する経費、給食業務に従事する職員の給与などは公費負担、それ以外の経費は児童生徒の保護者の負担とされています。

保護者の皆様には「学校給食費」として食材の購入にかかる経費のみをご負担いただいております。従いまして、改定する学校給食費につきましても、全て児童生徒へ提供している食材の購入のみに充てられます。



給食費の納付が困難な世帯への支援

経済的な理由等により納付が困難な場合は、給食費等の援助を行う就学援助制度がありますので、教育委員会教育管理課学務係にご相談くださいますようお願いいたします。

今後も、安心・安全で、栄養バランスのとれた魅力ある給食を提供するため、より一層努力してまいりますので、ご理解とご協力をお願いします。